

## 学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について（通知）

平成10年8月14日 文高専第185号  
各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、  
学位授与機構長、放送大学長、各都道府県知事、  
各都道府県教育委員会、大学を設置する地方公  
共団体（都道府県を除く。）の長、大学又は高  
等専門学校を設置する各学校法人の理事長、  
放送大学学園理事長あて  
文部省高等教育局長、生涯学習局長通知

第142回国会で制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成10年6月12日法律第101号として公布されました。

これを受け、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「大学への編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件」（以下それぞれ「改正施行規則」、「告示」という。）がそれぞれ平成10年8月14日文部省令第33号、平成10年8月14日文部省告示第125号をもって公布されました。

また、本改正とともに、「学位規則を改正する省令」（以下、「改正学位規則」という。）が平成10年8月14日文部省令第34号をもって公布されました。

この改正法等の概要および留意点は下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御了知の上、改正法施行の際には、その運用にあたって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、改正法のうち、中高一貫教育に係る事項については、別途関係者に通知いたしております（平成10年6月26日文初高第475号文部省初等中等教育局長・文部省教育助成局長通知）。

### 記

#### 第一 改正法制定の趣旨

来るべき21世紀において、一人一人がそれぞれの個性や創造性を伸ばし、我が国が活力ある社会として発展していくためには、学校教育制度について、できる限り一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様で柔軟なものとなるよう改革を図っていく必要がある。

このような観点から、高等教育の段階においても制度の弾力化を図ることが求められており、専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できることとするとともに、大学の学生以外の者で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算できることとするため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の所要の改正を行ったものである。

#### 第二 専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

## 1 概要

- (1) 専修学校の専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第82条の10）。  
文部大臣の定める基準は、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第77条の8第1項、告示）。
- (2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で1年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第77条の8第2項）。
- (3) 併せて、高等専門学校から大学及び短期大学への編入学に関する規定と短期大学から大学への編入学に関する規定をそれぞれ独立した規定としたこと（学校教育法施行規則第70条の3、第72条の6）。
- (4) これらの改正については、平成11年4月1日から施行すること（改正法及び改正施行規則附則）。

## 2 留意事項

- (1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。
- (2) 基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても編入学の対象となる。
- (3) 各大学においては、編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることについて、確認をした上で編入学の許可をすることとなるが、その確認に当たっては以下の方法が考えられる。
  - ア 各専修学校が発行する修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了したことを証明する証明書を、編入学を希望する者から提出させる。
  - イ 平成6年6月21日文部省告示第84号の規定により専門士の称号の付与が認められた課程であれば、修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程であることを確認できる。ただし、平成6年以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。
  - ウ 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第4号）等に修業年限及び総授業時数が定められており、これにより、修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程であることを確認することも可能である。ただし、当該指定を受ける以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。
  - エ ア～ウにより難しい場合には、当該専修学校を所管する都道府県または都道府県教育委員会（以下「所轄庁」という。）に照会することにより、当該課程が本件に係る基準を満たしていることを確認する。なお、関係書類の滅失等により所轄庁に照

会しても確認が困難な場合があり得るが、この場合においても、編入学を希望する者からの修了証明書や成績証明書等によって判断するなどの方法により確認に努められたい。

- (4) 編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることを確認した上で、編入学の許可に当たっては、志願者が修了した専修学校の専門課程の学科の分野や履修内容について考慮することが必要である。
- (5) 編入学した大学における修業年限から控除する期間を定める場合には、編入学者が十分な学修成果を得られるよう、専修学校における授業科目の履修状況などを考慮しながら、当該大学における教育を組織的・体系的に受けられるよう相当な期間を確保することが必要である。

### 第三 短期大学及び高等専門学校の専攻料の入学資格について

#### 1 概要

- (1) 高等専門学校の卒業者及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が短期大学の専攻料に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第70条第2項）。
- (2) 短期大学の卒業者及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が高等専門学校の専攻料に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第72条の5）。
- (3) これらの改正については、平成11年4月1日から施行すること（改正施行規則附則）。

#### 2 留意事項

- (1) 大学に編入学することができる基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても専攻料の入学資格の対象となる。
- (2) 短期大学又は高等専門学校の専攻料に入学を希望する者が、修了した専修学校の専門課程が大学に編入学することができる基準を満たしていることを確認する手続等については、第二に記述された大学への編入学に関する手続を参照すること。

### 第四 大学入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算について

#### 1 概要

- (1) 大学の学生以外の者が、ある大学において一定の単位を修得した後に当該大学に入学する場合で、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を当該大学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができることとなったこと。（学校教育法第55条の2）。
- (2) 本制度の適用は、科目等履修生として大学入学資格を有していた際に一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項及び短期大学設置基準第16条第1項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数、単位の修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものであるこ

と（学校教育法施行規則第68条の2）。

- (3) これらの改正については平成10年10月1日から施行すること（改正法及び改正施行規則附則）。

## 2 留意事項

- (1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。
- (2) 本制度の適用は、科目等履修生が当該大学に入学する場合に限られるものであり、他の大学において修得した単位については、修業年限の通算には反映されない。  
また、高校生など大学入学資格を有しない者が科目等履修生として修得した単位については、修業年限の通算に反映されない。
- (3) 修業年限の通算が認められるのは、「大学の教育課程の一部を履修したと認められる時」、すなわち授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限られる。
- (4) 修業年限に通算できる期間については、編入学の場合と同様、入学者が十分な学修成果を得られるように留意しつつ、各大学において適切に判断する必要がある。  
また、修業年限の通算に当たっては、学校教育法第55条第1項に規定された修業年限に配慮することが必要である。

## 第五 学位規則の一部を改正する省令関係

### 1 概要

- (1) 学校教育法第68条の2第3項第1号による学士の学位の授与に関し、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者に準ずる者として、専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるものを追加したこと（学位規則第6条第1項関係）。
- (2) この改正については、平成11年4月1日から施行すること（改正学位規則附則）。

### 2 留意事項

大学に編入学することができる基準を満たす専門課程を修了した者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても学位授与機構の学士の学位授与の基礎資格を有すること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

- 一 科目等履修生が大学に入学した後に修業年限を通算するために必要な事項を定めること。（第六十八條の二関係）
- 二 短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格を有する者に、専修学校の専門課程を修了した者で大学に編入学することができるもの等を加えること。（第七十條第二項及び第七十三條の五第二項関係）
- 三 短期大学及び高等専門学校を卒業した者の大学への編入学に係る規定を整理すること。（第七十條の三及び第七十二條の六関係）
- 四 大学に編入学することができる専修学校の専門課程の基準及び編入学した後在学すべき期間について定めること。（第七十七條の八関係）
- 五 この省令は、平成十一年四月一日から施行すること。ただし、第六十八條の次に一條を加える改正規定は平成十年十月一日から施行すること。（附則関係）

○文部省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の二及び第八十二条の十の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣 有馬 朗人

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後、修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第七十条第二項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

第七十条の三中「短期大学又は高等専門学校」を「短期大学」に、「編入学しようとする大学」を「編入学しようとする大学（短期大学を除く。）」に改め、「短期大学を卒業した者にあつては」及び「、高等専門学校を卒業した者にあつては二年以下の期間を、それぞれ」を削り、「在学すべき年数」を「在学すべき期間」に改める。

第七十二条の五中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 短期大学を卒業した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの

第七十二条の六を第七十二条の七とし、第七十二条の五の次に次の一条を加える。

第七十二条の六 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十七条の十を第七十七条の十一とし、第七十七条の九を第七十七条の十とし、第七十七条の八を第七十七条の九とし、第七十七条の七の次に次の一条を加える。

第七十七条の八 学校教育法第八十二条の十に規定する文部大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

#### 附 則

(施行期日)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第六十八条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六十八条の二 学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規程により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第七十条（略）</p> <p>2 学校教育法第五十七条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）</p> <p>二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）</p> <p>三 外国において、学校教育における十四年（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、十五年）の課程を修了した者</p> <p>四 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p>	<p>第七十条（略）</p> <p>2 学校教育法第五十七条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>
<p>第七十条の三 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。</p>	<p>第七十条の三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、短期大学を卒業した者にあつては卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を、高等専門学校を卒業した者にあつては二年以下の期間を、それぞれ控除した期間を在学すべき年数として、当該大学に編入学することができる。</p>
<p>第七十二条の五 学校教育法第七十条の六第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 短期大学を卒業した者</p> <p>二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育</p>	<p>第七十二条の五 学校教育法第七十条の六第三項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>



<p>法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるとが          三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者          四 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p>	<p>一 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者          二 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p>
<p>第七十二条の六 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第七十二条の七 (略)</p>	<p>第七十二条の六 (略)</p>
<p>第七十七条の八 学校教育法第八十二条の十に規定する文部大臣の定める基準は、次のとおりとする。          一 修業年限が二年以上であること。          二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。</p>	<p>第七十七条の八 (略)</p>
<p>第七十七条の九 (略)</p>	<p>第七十七条の八 (略)</p>
<p>第七十七条の十 (略)</p>	<p>第七十七条の九 (略)</p>
<p>第七十七条の十一 (略)</p>	<p>第七十七条の十 (略)</p>

学位規則の一部を改正する省令要綱

- 一 学位授与機構が授与する学士の学位の基礎資格を有する者に、専修学校の専門課程を修了した者で大学に編入学することができるものを加えること。（第六条第一項関係）
- 二 この省令は、平成十一年四月一日から施行すること。（附則関係）

○文部省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二及第三項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣 有馬 朗人

学位規則の一部を改正する省令

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学するこ  
とができるもの

附 則

（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する

改正後	改正前
<p>第六条 法第六十八条の第二第三項の規程による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻料のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。</p> <p>一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者</p> <p>二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるとができるもの</p> <p>三 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者</p> <p>四 その他前<del>三</del>号に掲げる者と同等以上の学力があるとして文部大臣が別に定める者</p> <p>2 (略)</p>	<p>第六条（同上）</p> <p>一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者</p> <p>二 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者</p> <p>三 その他前<del>二</del>号に掲げる者と同等以上の学力があるとして文部大臣が別に定める者</p> <p>2 (略)</p>

○文部省告示第百二十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の八第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。  
平成十年八月十四日

課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること

文部大臣 有馬 朗人